

社会福祉士試験及び介護福祉士試験の 受験資格の見直し

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格に係る介護等の業務の範囲等について

平成8年7月16日

障企第18号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長
健改発第636号 厚生省健康政策局長
社援施第111号 厚生省社会・援護局長
老企第74号 厚生省老人保健福祉局長
児発第693号 厚生省児童家庭局長

標記について、昭和63年2月12日付け社庶第29号により取り扱われてきたところであるが、今般、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び老人短期入所施設の寮母の業務、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設等における介護等の業務を介護福祉士試験の受験資格である介護等の業務として新たに認めることとした。

については、上記通知の一部を下記のとおり改正することとし、第9回介護福祉士国家試験（平成9年1月実施予定）から適用することとしたので、参考までに通知する。

記

上記通知別添二介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等の1介護等の業務の範囲(以下「別添二の1」という。)(4)中「養護老人ホーム」を「老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム」に改める。

別添二の1中(9)を(12)とし、(8)を(11)とし、(7)を(10)とし、(6)の次に(8)及び(9)として次のように加える。

(8) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養型病床群の病床により構成される病棟において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

(9) 老人保健法に規定する看護強化病床により構成される病棟（(8)に定める病棟を除く。）又は当該看護強化病床を有する診療所（当該看護強化病床を有する病室に限る。）において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

別添二の1(6)中「（病院及び診療所を除く。）」を削り、同(7)とし、同(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

別添二の1(12)の次に(13)から(16)として次のように加

える。

- (13) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護婦、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
- (14) 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (15) 「身体障害者自立支援事業の実施について」（平成3年10月7日付け社更第220号）別添（身体障害者自立支援事業実施要綱）に基づく「身体障

害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

- (16) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

上記通知別添二介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等の2 業務従事期間の計算方法中「1の(1)から(9)まで」を「1の(1)から(10)まで」に改める。

上記通知別添二介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等の3 業務従事期間の認定方法中「1の(1)から(7)まで及び(9)」を「1の(1)から(10)まで及び(12)から(16)まで」に、「1の(8)」を「1の(11)」に改める。

現行	改正後
<p>別添一</p> <p>別添二</p> <p>介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲</p> <p>介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、<u>養護老人ホーム</u>及び特別養護老人ホームの寮母</p> <p>(5) (略)</p>	<p>別添一</p> <p>別添二</p> <p>介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲</p> <p>介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、<u>老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの寮母</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</u></p>

現行	改正後
<p>(6) 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもの（病院及び診療所を除く。）の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p>	<p>(7) 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>(8) <u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する療養型病床群の病床により構成される病棟において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u></p> <p>(9) <u>老人保健法に規定する看護強化病床により構成される病棟（(8)に定める病棟を除く。）又は当該看護強化病床を有する診療所（当該看護強化病床を有する病室に限る。）において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u></p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(10) (略)</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(11) (略)</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(12) (略)</p>
	<p>(13) <u>「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成 8 年 5 月 10 日付け児発第 496 号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護婦、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）</u></p>
	<p>(14) <u>「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和 62 年 8 月 6 日付け社更第 185 号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</u></p>
	<p>(15) <u>「身体障害者自立支援事業の実施について」（平成 3 年 10 月 7 日付け社更第 220 号）別添（身体障害者自立支援事業実施要綱）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</u></p>

現行	改正後
<p>2 業務従事期間の計算方法 介護等の業務に従事した期間は、<u>1の(1)から(9)までに掲げる者として現に就労した日数を通算して計算するものとし、1の(1)から(9)までに掲げる者であった期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上である場合に、法第40条第2項第一号に該当するものとする。</u></p> <p>3 業務従事期間の認定方法 介護等の業務に従事したことの認定は、<u>1の(1)から(7)まで及び(9)に掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(8)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあつては、指定試験機関の長)が行う。</u></p>	<p>(16) 「<u>地域福祉センターの設置運営について</u>」(平成6年6月23日社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>2 業務従事期間の計算方法 介護等の業務に従事した期間は、<u>1の(1)から(16)までに掲げる者として現に就労した日数を通算して計算するものとし、1の(1)から(16)までに掲げる者であった期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上である場合に、法第40条第2項第一号に該当するものとする。</u></p> <p>3 業務従事期間の認定方法 介護等の業務に従事したことの認定は、<u>1の(1)から(10)まで及び(12)から(16)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(11)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあつては、指定試験機関の長)が行う。</u></p>

指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について

平成8年7月16日

**障企第19号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長
社援施第112号 厚生省社会・援護局施設人材課長**

標記について、昭和63年2月12日付け社庶第30号により取り扱われてきたところであるが、本日平成8年7月16日付けで、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。)の一部が改正されたことに伴い、上記通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、その取扱いについてご留意願いたい。

記

上記通知2 介護等の業務の範囲(3)を次のように改める。

(3) 局長通知別添2の1の(7)に掲げる者には、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、身体障害者更生施設(重度の肢体不自由者以外を入所させるもの)、身体障害者授産施設(重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等以外を入所させるもの及び身体障害者で雇用されることの困難なもの等を通所させるもの)、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉工場、心身障害者福祉協会法

(昭和45年法律第44号)に規定する福祉施設、隣保館(「隣保館における地域福祉事業(デイ・サービス事業)の実施について」(昭和58年4月28日付け社生第62号)別紙(隣保館における地域福祉事業(デイ・サービス事業)実施要綱)に基づく地域福祉事業を行っているものに限る。)、

「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅精神薄弱者デイサービス事業」を行っている施設等の施設において専ら介護等の業務を行う職員(寮母、介助員等)が含まれること。

指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る業務の範囲について

平成8年7月16日

社援施第113号 厚生省社会・援護局施設人材課長

標記については、本日平成8年7月16日付けで、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)の一部が改正されたところであるが、その趣旨及び取扱いの留意点については以下のとおりであるので、ご留意願いたい。

1 局長通知の一部改正の趣旨

今回の改正により、介護福祉士試験の受験資格となる「介護等の業務」に従事したと認められる者に、療養型病床群及び看護強化病床により構成される病棟又は病室(以下「療養型病床群等」という。)において看護の補助の業務に従事する者(以下「看護補助者」という。)のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが追加された。

従来から、特別養護老人ホームや老人保健施設等において介護等の業務に従事する者の実務経験は介護福祉士試験の受験資格として認めてきたところであるが、医療機関のうち療養型病床群等の看護補助者の中には、これらの施設と同様な介護等の業務に従事していると認められる者がいることから、今般それらの者の業務を受験資格として認めたものである。

また、平成7年8月の保健医療・福祉に係る人材確保対策に関する行政監察結果に基づく勧告においても、「特例許可老人病院等の看護補助者の介護等の業務の経験を介護福祉士試験の受験資格として認定することを検討すること」とされていた

ところであり、今回の改正はこの勧告の趣旨にも沿ったものである。

2 取扱いの留意点

(1) 療養型病床群等の看護補助者について介護福祉士試験の受験資格を認める場合には局長通知別添二の3にあるように病院長等の証明書を提出することが必要であるが、介護等の業務に従事していると認められるのは、看護補助者のうち主として介護等の業務に従事している場合であって、看護補助者であっても空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者については介護等の業務に従事しているとは認められないこと。

(2) 療養型病床群等の看護補助者が介護福祉士の資格を取得しても、療養型病床群等においては看護補助者としての位置付けを変えるものではないこと。

なお、この点については、関係部局と協議済みであること。

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格に係る介護等の業務の範囲等について

平成8年8月21日

障企第68号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長
社援施第127号 厚生省社会・援護局長
老企第90号 厚生省老人保健福祉局長
児発第777号 厚生省児童家庭局長

標記について、昭和63年2月12日付け社庶第29号により取り扱われてきたところであるが、今般、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等の中に、精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する精神薄弱者福祉ホーム、「特別保育事業の実施について」（平成7年4月25日付け児発第445号）別紙6（地域子育て支援センター事業実施要綱）に基づく「地域子育て支援センター事業」を行っている保育所等における福祉に関する相談援助の業務等を新たに認めるとともに、併せて、通知の整備を行うこととした。

については、上記通知の一部を下記のとおり改正することとし、第9回社会福祉士国家試験（平成9年1月実施予定）から適用することとしたので、参考までに通知する。

記

上記通知別添一指定施設における業務の範囲等の1 福祉に関する相談援助業務の範囲（以下「別添一の1」という。）(1)中「「児童相談所の機構と職員構成」（昭和52年3月3日付け児童相談所執務提要）」を「「児童相談所の組織と職員」（平成2年3月5日付け児童相談所運営指針）」に改め、「相談員」の次に「、電話相談員」を加える。

別添一の1(3)中「、重症心身障害児施設」及び「、第73条第1項」を削る。

別添一の1(18)を(20)とし、同(17)中「及び第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員」を「、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活指導員」に、「及び別添4の2（在宅介護支援センター運営事業等実施要綱）1に規定する社会福祉士等のソーシャルワーカー」を「、老人介護支援セン

ターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員」に改め、同(19)とし、同(16)の次に(18)として次のように加える。

(18) 施行規則第2条第六号に規定する精神薄弱者福祉ホームにあつては、精神薄弱者援護施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項に規定する管理人

別添一の1(16)を(17)とし、(10)から(15)までを1ずつ繰り下げ、同(9)中「第4章の第3又は第4に規定する生活指導員及び」を「第4章の第3又は第4に規定する生活指導員及び第5に規定する指導員並びに」に改め、同(10)とし、同(8)を(9)とし、(4)から(7)までを1ずつ繰り下げ、同(3)の次には)として次のように加える。

(4) 施行規則第2条第一号に規定する重症心身障害児施設にあつては、児童福祉施設最低基準第73条第1項に規定する児童指導員及び心理指導を担当する職員

上記通知別添一指定施設における業務の範囲等の2 施行規則第2条第九号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲（以下「別添一の2」という。）(11)を次のように改める。

(11) 「障害児（者）地域療育等支援事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第497号）別紙（障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱）に基づく「療育等支援施設事業」を行っている精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設・相談援助業務を行っている専任の相談員

別添一の2(17)中「(1)～(10)を「(1)～(34)」に改め、同(35)とし、同(16)の次に(17)から(34)として次のように加える。

(17)「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター

・相談援助業務を行っている専任の職員

(18)「自立相談援助事業の実施について」(昭和63年5月20日付け児発第464号)別紙(自立相談援助事業実施要綱)に基づく「自立相談援助事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている専任の相談員

(19)「家庭支援相談等事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第401号)別紙(家庭支援相談等事業実施要綱)第3の1に基づく「家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業」を行っている中央児童相談所

・電話相談員

(20)「子育て支援短期利用事業の実施について」(平成7年4月3日付け児発第374号)別紙(子育て支援短期利用事業実施要綱)第3の1に基づく「ショートステイ事業」又は第3の2に基づく「トワイライトステイ事業」を行っている養護施設、母子寮、乳児院及び里親等

・相談援助業務を行っている専任の職員

(21)「特別保育事業の実施について」(平成7年4月25日付け児発第445号)別紙6(地域子育て支援センター事業実施要綱)に基づく「地域子育て支援センター事業」を行っている保育所、母子寮及び乳児院

・相談援助業務を行っている専任の職員

(22)「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設

・児童指導員

(23)「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成2年12月17日付け社更第247号)別紙(視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準)第3章の第2に基づく点字図書館及び第3章の第4に

基づく聴覚障害者情報提供施設

・相談援助業務を行っている専任の職員

(24) 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設

・相談援助業務を行っている専任の職員

(25)「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等

・相談援助業務を行っている専任の職員

(26)「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている専任の職員

(27)「精神薄弱者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(精神薄弱者地域生活園児事業実施要綱)に基づく「精神薄弱者地域生活援助事業」を行っている精神薄弱者グループホーム

・相談援助業務を行っている専任の職員

(28)「精神薄弱者生活支援事業の実施について」(平成3年9月19日付け児発第791号)別紙(精神薄弱者生活支援事業実施要綱)に基づく「精神薄弱者生活支援事業」を行っている精神薄弱者通勤寮、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設(適所施設を除く。)

・相談援助業務を行っている専任の職員

(29)「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅精神薄弱者デイサービス事業」を行っている在宅精神薄弱者デイサービスセンター

・相談援助業務を行っている専任の職員

(30)「精神薄弱者社会活動総合推進事業の実施について」(平成4年6月29日付け児発第616号)別紙(精神薄弱者社会活動総合推進事業実施要綱)第3の6に基づく「精神薄弱者専門相談(法的助言・相談)事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の相談員
- (31) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人
デイサービス事業を行う施設
・生活指導員
- (32) 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進につ
いて」別添4（老人デイサービス運営事業実施
要綱）2に基づく「高齢者生活福祉センター
運営事業」を行っている高齢者生活福祉セン
ター
・生活援助員
- (33) 「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生
活援助員派遣事業の実施について」（平成2年
8月27日付け老福第168号）別添（高齢者世話
付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派

- 遣事業実施要綱）に基づく「高齢者世話付住
宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事
業」を行っている高齢者世話付住宅
・生活援助員
- (34) 「地域福祉センターの設置運営について」（平
成6年6月23日社援地第74号）別紙（地域福
祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉
センター
・相談援助業務を行っている専任の職員
上記通知別添一指定施設における業務の範囲等の
3 2(17)の厚生大臣の個別認定の取扱い要領中「2
(17)」を「2(35)」に、同(1)中「(1)～(16)」を「(1)～(34)」
に改める。

現行	改正後
<p>別添一 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年 厚生省令第49号)(以下「施行規則」という。)第 2条第一号から第八号までに定める施設において、 福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認めら れる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施行規則第2条第一号に規定する児童相談所に あっては、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第11条第1項に規定する児童福祉司、「<u>児童相談 所の機構と職員構成</u>」(昭和52年3月3日付け児 童相談所執務提要)第4節に規定する受付相談員、 相談員、心理判定員及び児童指導員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 施行規則第2条第一号に規定する養護施設、精 神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児 施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、<u>重症心身 障害児施設及び情緒障害児短期治療施設</u>にあつて は、児童福祉施設最低基準第42条第1項、第49 条第1項、第3項及び第5項、第56条、第61条 第1項及び第3項、第65条第1項、第69条第1 項、第4項及び第5項、<u>第73条第1項</u>並びに第 75条第1項に規定する児童指導員</p>	<p>別添一 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年 厚生省令第49号)(以下「施行規則」という。)第 2条第一号から第八号までに定める施設において、 福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認めら れる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施行規則第2条第一号に規定する児童相談所に あっては、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第11条第1項に規定する児童福祉司、「<u>児童相談 所の組織と職員</u>」(平成2年3月5日付け児童相 談所運営指針)第4節に規定する受付相談員、相 談員、<u>電話相談員</u>、心理判定員及び児童指導員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 施行規則第2条第一号に規定する養護施設、精 神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児 施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設及び情緒障 害児短期治療施設にあつては、児童福祉施設最低 基準第42条第1項、第49条第1項、第3項及び 第5項、第56条、第61条第1項及び第3項、第 65条第1項、第69条第1項、第4項及び第5項 並びに第75条第1項に規定する児童指導員</p>

現行	改正後
<p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(4) <u>施行規則第2条第一号に規定する重症心身障害児施設</u>にあつては、<u>児童福祉施設最低基準第73条第1項に規定する児童指導員及び心理指導を担当する職員</u></p>
<p>(9) 施行規則第2条第二号に規定する身体障害者授産施設にあつては、「<u>身体障害者更生施設等の設備及び運営について</u>」第4章の第3又は第4に規定する生活指導員及び「<u>身体障害者福祉工場の設備及び運営について</u>」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7に規定する指導員</p>	<p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 施行規則第2条第二号に規定する身体障害者授産施設にあつては、「<u>身体障害者更生施設等の設備及び運営について</u>」第4章の第3又は第4に規定する生活指導員及び第5に規定する指導員並びに「<u>身体障害者福祉工場の設備及び運営について</u>」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7に規定する指導員</p>
<p>(10)～(16) (略)</p>	<p>(11)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>施行規則第2条第六号に規定する精神薄弱者福祉ホーム</u>にあつては、<u>精神薄弱者援護施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項に規定する管理人</u></p>
<p>(17) 施行規則第2条第七号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、<u>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第三号及び第19条第1項第三号に規定する生活指導員、「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第2に規定する主任生活指導員又は生活指導員及び第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設備及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2に規定する相談・指導を行う職員又は第3に規定する相談・指導を行う職員並びに「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老第28号)別添3(老人短期入所運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員、別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員及び別添4の2(在宅介護支援センター運営事業等実施要綱)1に規定する社会福祉士等のソーシャルワーカー</u></p>	<p>(19) 施行規則第2条第七号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、<u>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第三号及び第19条第1項第三号に規定する生活指導員、「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第2に規定する主任生活指導員又は生活指導員、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活指導員、「老人福祉法による老人福祉センターの設備及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2に規定する相談・指導を行う職員又は第3に規定する相談・指導を行う職員並びに「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老第28号)別添3(老人短期入所運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員、別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員、老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員</u></p>

現行	改正後
<p>(18) (略)</p> <p>2 施行規則第2条第九号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施行規則第2条第一号から第八号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 「<u>心身障害児(者)施設地域療育事業の実施について</u>」(昭和55年7月26日付け児発第603号)別紙(心身障害児(者)施設地域療育事業実施要綱)に基づく「<u>心身障害児(者)巡回療育事業</u>」を行っている精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設</p> <p>・<u>相談援助業務を行っている専任の相談員</u></p> <p>(12)～(16) (略)</p>	<p>(20) (略)</p> <p>2 施行規則第2条第九号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施行規則第2条第一号から第八号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 「<u>障害児(者)地域療育等支援事業の実施について</u>」(平成8年5月10日付け児発第497号)別紙(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「<u>療育等支援施設事業</u>」を行っている精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、精神薄弱児者更生施設及び精神薄弱者授産施設</p> <p>・<u>相談援助業務を行っている専任の相談員</u></p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(17) 「<u>心身障害児総合通園センターの設置について</u>」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく<u>心身障害児総合通園センター</u></p> <p>・<u>相談援助業務を行っている専任の職員</u></p> <p>(18) 「<u>自立相談援助事業の実施について</u>」(昭和63年5月20日付け児発第464号)別紙(自立相談援助事業実施要綱)に基づく「<u>自立相談援助事業</u>」を行っている施設</p> <p>・<u>相談援助業務を行っている専任の相談員</u></p> <p>(19) 「<u>家庭支援相談等事業の実施について</u>」(平成元年5月29日付け児発第401号)別紙(家庭支援相談等事業実施要綱)第3の1に基づく「<u>家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業</u>」を行っている中央児童相談所</p> <p>・<u>電話相談員</u></p>

現行	改正後
	<p>(20) 「子育て支援短期利用事業の実施について」(平成7年4月3日付け児発第374号)別紙(子育て支援短期利用事業実施要綱)第3の1に基づく「ショートステイ事業」又は第3の2に基づく「トワイライトステイ事業」を行っている養護施設、母子寮、乳児院及び里親等</p> <p>・相談援助業務を行っている専任の職員</p> <p>(21) 「特別保育事業の実施について」(平成7年4月25日付け児発第445号)別紙6(地域子育て支援センター事業実施要綱)に基づく「地域子育て支援センター事業」を行っている保育所、母子寮及び乳児院</p> <p>・相談援助業務を行っている専任の職員</p> <p>(22) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設</p> <p>・児童指導員</p> <p>(23) 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成2年12月17日付け社更第247号)別紙(視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準)第3章の第2に基づく点字図書館及び第3章の第4に基づく聴覚障害者情報提供施設</p> <p>・相談援助業務を行っている専任の職員</p> <p>(24) 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設</p> <p>・相談援助業務を行っている専任の職員</p> <p>(25) 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等</p> <p>・相談援助業務を行っている専任の職員</p> <p>(26) 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設</p> <p>・相談援助業務を行っている専任の職員</p>

現行	改正後
	<p>(27) 「精神薄弱者地域生活援助事業の実施について」 <u>(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(精神薄弱者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神薄弱者地域生活援助事業」を行っている精神薄弱者グループホーム</u> <u>・相談援助業務を行っている専任の職員</u></p> <p>(28) 「精神薄弱者生活支援事業の実施について」(平成3年9月19日付け児発第791号)別紙(精神薄弱者生活支援事業実施要綱)に基づく「精神薄弱者生活支援事業」を行っている精神薄弱者通勤寮、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設(通所施設を除く。) <u>・相談援助業務を行っている専任の職員</u></p> <p>(29) 「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅精神薄弱者デイサービス事業」を行っている在宅精神薄弱者デイサービスセンター <u>・相談援助業務を行っている専任の職員</u></p> <p>(30) 「精神薄弱者社会活動総合推進事業の実施について」(平成4年6月29日付け児発第616号)別紙(精神薄弱者社会活動総合推進事業実施要綱)第3の6に基づく「精神薄弱者専門相談(法的助言・相談)事業」を行っている施設 <u>・相談援助業務を行っている専任の相談員</u></p> <p>(31) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設 <u>・生活指導員</u></p> <p>(32) 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)2に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」を行っている高齢者生活福祉センター <u>・生活援助員</u></p>

現行	改正後
<p>(17) 施行規則第2条第一号から第八号まで及び上記(1)～(16)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生大臣が個別に認めた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員 <p>3 2(17)の厚生大臣の個別認定の取扱い要領</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。</p> <p>(福祉に関する相談援助とは認められないものの例) 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等</p> <p>イ 上記1及び2の(1)～(16)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。</p> <p>(「専任」の要件)</p> <p>(ア)当該施設設置者と雇用関係を有していること。</p> <p>(イ)当該施設から主たる収入を得ていること。</p> <p>(ウ)勤務実態が当該施設における常勤の者と同様であること。</p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(17)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生大臣あて協議すること。</p>	<p>(33) 「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の実施について」（平成2年8月27日付け老福第168号）別添（高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱）に基づく「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業」を行っている高齢者世話付住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助員 <p>(34) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(35) 施行規則第2条第一号から第八号まで及び上記(1)～(34)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生大臣が個別に認めた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員 <p>3 2(35)の厚生大臣の個別認定の取扱い要領</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。</p> <p>(福祉に関する相談援助とは認められないものの例) 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等</p> <p>イ 上記1及び2の(1)～(34)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。</p> <p>(「専任」の要件)</p> <p>(ア)当該施設設置者と雇用関係を有していること。</p> <p>(イ)当該施設から主たる収入を得ていること。</p> <p>(ウ)勤務実態が当該施設における常勤の者と同様であること。</p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(35)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生大臣あて協議すること。</p>

現行	改正後
<p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第四号又は第七号に係る社会福祉士試験受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生大臣あて協議すること。</p>	<p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第四号又は第七号に係る社会福祉士試験受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生大臣あて協議すること。</p>